

7月は “社会を明るくする運動” 強調月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について、理解を深めることを目的に行われる全国的な運動で、今年で73回目を迎えます。

犯罪や非行をなくす。過ちからの立ち直りを支える家庭や地域をつくる。そのためには一部の人たちだけでなく、地域の全ての人たちがそれぞれの立場において力を合わせ関わっていく必要があります。

犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会や地域をつくるため、一人一人が考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。



更生保護とは

犯してしまった罪を償い、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

わが国では「保護司」「更生保護施設」をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちのほか、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって推進されています。※法務省HPより

協力雇用主を募集しています

令和2年2月、石狩市・当別町の企業で構成される「石狩地区協力雇用主会」が設立されました。

協力雇用主は、前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などの事情を理解した上で雇用し、立ち直りに協力する民間の事業主です。

現在、全国で約25,000の協力雇用主が協力しています。協力雇用主には奨励金を交付する制度もあります。詳細は下記までお問い合わせください。

場所・問合せ 石狩地区更生保護サポートセンター
(花川北6・1 石狩商工会館内)
☎62・9136 ※月曜・水曜・金曜10時～16時

- 3 非課税世帯などへの物価高騰重点支援給付金
- 4 高校ソフトボールの強豪チームが石狩に集結!
- 6 厚田キャンプ場で夏の思い出をつくろう!
- 7 いしかりの海水浴場情報
- 8 石狩市民スポーツまつり
- 9 暮らしの知っ得情報
- 10 認知症サポート活動
- 12 石狩市民図書館／いしかりのDX
- 13 いしかりっ子ひろば
- 14 ヘルシーライフ／救急当番病院
- 16 市役所からのお知らせ
- 19 後期高齢者医療被保険者証などの更新
国民健康保険被保険者証などの更新
医療費受給者証の更新
- 20 イベントカレンダー
- 23 石狩市ひきこもりサポートセンター
- 24 いしかり博物誌
- 25 募集
- 26 まちの話題
- 28 エッセイ「私と手話」

保護司会パネル展

保護司法に基づき、法務大臣が委嘱する無給の非常勤国家公務員(地域ボランティア)である保護司による薬物乱用防止のためのパネル展です。ぜひご覧ください。

日時 3(月)～7(金)10時～16時
場所 市役所1階ロビー(花川北6・1)
問合せ 広聴・市民生活課 ☎72・3191

非課税世帯などへの 物価高騰重点支援給付金

支給額 1世帯当たり3万円

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)などに対し、重点支援給付金を支給します。

対象 次の要件の全てに該当する世帯が支給対象です。

- ・R5/6/1(基準日)時点で、市に住民登録があること
- ・世帯全員のR5年度住民税均等割(R4年中の収入を基に算定)が非課税であること

手続方法 世帯の状況により変わります。

該当する主な非課税世帯	手続方法と関係書類
<ul style="list-style-type: none">・R4年度に緊急支援給付金(5万円)を市から世帯主の口座で受給した世帯	<ul style="list-style-type: none">・手続きは不要・7月中旬から「支給のお知らせ」を順次発送します(8月中旬から「支給のお知らせ」に記載の口座に振り込む予定) <p>※給付金の受給を辞退する場合や振込口座を変更する場合は「支給のお知らせ」が届いてから下記問合せ先までご連絡ください</p>
<ul style="list-style-type: none">・R4年度に緊急支援給付金(5万円)を市から世帯主の口座以外で受給した世帯・R4年度に緊急支援給付金(5万円)を受給しなかったなどで、市に口座情報がない世帯・R5年度非課税相当(収入がゼロなど)であっても、住民税の申告を行っていない方がいる世帯	<ul style="list-style-type: none">・手続きが必要・7月中旬から「確認書」を順次発送します。必要書類と一緒に、同封の返信用封筒で返送してください(受け付け後、順次振り込み) <p>提出期限 10/31(火)</p>

※DV(ドメスティック・バイオレンス)などで住民票を動かさず、石狩市に避難中の方も給付金を受給できる可能性がありますので、ご連絡ください

※R5/1/2以降に転入した方がいるなど、申請が必要な場合があります。詳細は市HPでご確認ください

申込・問合せ

福祉総務課(〒061-3292 花川北6・1・30・2) ☎72・3086



▲市HP